

2025 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス
代 表 者 名 取締役社長 湯浅 慎司
(コード番号：3189 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営企画部長 加藤 令和
電 話 番 号 03-5772-2712

**第三者割当による新株式及び第7回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行並びに
主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 7 月 18 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の承認決議が得られることを条件として、第三者割当により発行される新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、本新株式及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

本第三者割当については、大規模な希薄化（25%超）を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様ご意思確認をさせていただく手続として本臨時株主総会において、本第三者割当の承認を得ること、また一部の新株式について有利発行に該当することから、当該有利発行に関して承認を得ることを条件としております。

なお、本第三者割当による本新株式の発行に係る払込みの一部については、金銭債権の出資（デット・エクイティ・スワップ、以下「DES」といいます。）及びビットコインの現物出資の方法により行うこととします。また、本新株式の発行に伴い、当社の主要株主及びその他の関係会社の変更が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本第三者割当について

1. 募集の概要

＜本新株式の募集の概要＞

①公正発行：割当対象者（ネットプライス事業再生合同会社、株式会社キャピタルタイフーン）

(1) 払込期日	2025 年 7 月 22 日
(2) 発行新株式数	11,880,100 株
(3) 発行価額	1 株につき 968 円
(4) 調達資金の額	11,499,936,800 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 ネットプライス事業再生合同会社 3,615,700 株 株式会社キャピタルタイフーン 8,264,400 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

②有利発行：割当対象者（Q L 有限責任事業組合、合同会社 A E G I S、株式会社 Tiger Japan Investment）

(1) 払込期日	2025 年 7 月 22 日
----------	-----------------

(2) 発行新株式数	20,500,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 250 円
(4) 調達資金の額	5,125,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 Q L 有限責任事業組合 10,000,000 株 株式会社 Tiger Japan Investment 6,500,000 株 合同会社 A E G I S 4,000,000 株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。

注：なお、以下表のとおり、本新株式の発行価額の一部(15,624,936,800 円)を金銭以外の財産である金銭債権の現物出資（金銭債権額：7,625,000,000 円）による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））で実施するものとし、さらに、また発行価額の一部（発行価額：7,999,939,200 円）を金銭以外の財産であるビットコインの現物出資による方法により割当てます。

割当先	株数	発行 価額	調達額(千円)	手法
公正 発行 ネットプライス事業再 生合同会社 株式会社キャピタルタ イフーン	3,615,700 8,264,400	968 968	3,499,997 7,999,939	現物出資（金銭債権） 現物出資 （ビットコイン）
(小計)	11,880,100		11,499,936	
有利 発行 Q L 有限責任事業組合 株式会社 Tiger Japan Investment 合同会社 AEGIS	10,000,000 6,500,000 4,000,000	250 250 250	2,500,000 1,625,000 1,000,000	現物出資（金銭債権） 現物出資（金銭債権） 金銭出資
(小計)	20,500,000		5,125,000	

<本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2025 年 7 月 22 日
(2) 新株予約権の総数	59,400 個（1 個につき 100 株）
(3) 発行価額	総額 79,358,400 円 (新株予約権 1 個につき金 1,336 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	5,940,000 株 上限行使価格はありません。 下限行使価格は 484 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 5,940,000 株であります。
(5) 資金調達の額	5,829,278,400 円 (内訳) 本新株予約権発行分 79,358,400 円 本新株予約権行使分 5,749,920,000 円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	当初行使価額：1 株につき 968 円 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の

	普通取引の終値の 95%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。						
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 <table> <tr> <td>ネットプライス事業再生合同会社</td> <td>28,409 個</td> </tr> <tr> <td>Q L 有限責任事業組合</td> <td>10,330 個</td> </tr> <tr> <td>合同会社 A E G I S</td> <td>20,661 個</td> </tr> </table>	ネットプライス事業再生合同会社	28,409 個	Q L 有限責任事業組合	10,330 個	合同会社 A E G I S	20,661 個
ネットプライス事業再生合同会社	28,409 個						
Q L 有限責任事業組合	10,330 個						
合同会社 A E G I S	20,661 個						
(8) その他	上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件としております。 当社と割当予定先は、以下の事項を両社にて締結する割当契約書において定める予定であります。 ・ 当社は割当予定先に対し、行使可能期間において、(a)に定める要件を満たす場合に限り、指定の様式の通知書を交付することにより、本新株予約権の行使により取得することとなる株式数を指定した上で、本新株予約権の行使を割当予定先に指示することが可能となっています。 (a) 行使指示日の前営業日の当社の普通株式終値（東京証券取引所が発表する当社の普通株式の株価の終値をいい、行使指示日の前営業日に終値がない場合には終値が発表された直近の取引日における終値とする。）が当初行使価額の 80%を上回ること ・ 割当予定先は、本新株予約権の行使をしようとする日を含む本新株予約権の行使期間（ただし、本新株予約権の行使可能期間の最後の 2 ヶ月間を除く。）中の各暦月において、当該行使により取得することとなる株式数が払込期日（2025 年 7 月 22 日）時点における募集株式（普通株式）発行後の当社の上場株式数（ただし、払込期日後において当社の普通株式について株式の分割、併合又は無償割当て等が行われた場合には、公正かつ合理的な調整を行った株式数とする。）の 10%を超えることとなる場合には、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行うことができないものとします。 ・ 割当予定先は、本新株予約権を行使するにあたっては、有価証券上場規程第 501 条第 1 項第 1 号 b (c) に定める上場維持基準（「流通株式の数が、上場会社の事業年度の末日において上場株券等の数の 25%以上であること」）に適合しない状況となり、その後、同規程第 601 条第 1 項に定める上場廃止基準に抵触することのないよう行使するものとします。						

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社は、1992 年の創業から 30 年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った

価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに厳しい状況が続いております。今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続しております。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、810百万円となり、債務超過を解消いたしました。

また、当社の業績は、当中間連結会計期間の業績は、売上高582百万円となり、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失534百万円、経常損失561百万円となりました。また、債務免除益等を1,399百万円計上し、親会社株主に帰属する中間純利益825百万円となりました。

このように、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく2025年4月14日に提出しました第34期半期報告書へ記載の通り、以下の課題に対する施策を実施しております。

①資金繰りについて

当社は、2024年8月期におきまして、20億77百万円の債務超過となっておりましたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立（同年7月31日）いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、同年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日付にて新株式及び新株予約権の払込み完了がなされ、2025年2月7日付にて新株予約権の全ての行使が完了し、上述のとおり当中間連結会計期間末時点において債務超過を解消しております。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、本第三者割当を含めた新たな資金調達の手段を検討してまいります。

②自己資本の脆弱性について

当社グループは、当中間連結会計期間末時点で、純資産残高が810百万円となり債務超過を解消し、今決算期末（2025年8月期）におきましても債務超過状況の解消を維持すべく、財務体質の抜本的な改善を目指してまいります。

③売上高減少や収益力の低下について

当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。
④事業領域の拡大について

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めてまいります。

具体的な取り組みとして、当社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日、連結子会社として㈱ANAPライトニングキャピタルを設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定致しました。2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び2025年4月28日付適時開示「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を行っております。こうした当社グループによるこれまでの複数回に亘るビットコイン購入を通じて獲得した各種知見（例えば、ビットコインの中長期市場変動要因の理解、ビットコインの送受金の仕組みと求められる手続きへの理解、ビットコインに対する国内外の市場・社会の認知・認識や規制、及びインフラの相違の理解等を含む）をもとに、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進してまいります。「ビットコイン事業」は具体的には、次の項目から構成されます。

- ・ビットコイントレジャー戦略（中長期でビットコインを保有する投資戦略）
- ・ビットコイントレーディング戦略（ビットコイン及びそのデリバティブの売買戦略）
- ・ビットコイン周辺ビジネス（インバウンド、海外勢を含むライフスタイルブランドによる商材の展開）
- ・ビットコイン関連技術事業ならびに関連事業への投資事業（決済事業および関連事業会社への投資）

当社の「ビットコイン事業」はビットコインの中長期保有や売買を中核の1つとしつつも、今後世界規模でさらに拡大していくであろうビットコイン関連の事業領域を推進していく点に特徴があるものと考えています。当初は技術系企業との協業により立ち上げ期間の比較的短いBtoB（事業者向け）のサービス提供を進めていくことや、保有するビットコインを有効活用しうる取り組み等を検討しております。

なお、ビットコインの保有には、主として「価格変動リスク」「規制リスク」「セキュリティリスク」があると当社は認識しております。「価格変動リスク」につきましては、特に米国におけるビットコインETFの発行後は投資家層拡大に伴って価格変動率が抑制されつつあり、今後公的セクターや企業の保有・備蓄が進むとさらにそのような傾向が強まるであろうことや、ビットコインの価格変動が主には短期での変動であってその誕生以降、価格上昇を続けている事実も考慮すべきであることを踏まえると、対応可能と当社は考えています。「規制リスク」につきましては、米第二次トランプ政権により暗号資産に対する規制環境が大幅に変容しつつあり、そのリスクが抑制されつつあると当社は考えています。

「セキュリティリスク」については、ビットコインが直近の12年間においては100%という他に類を見ない稼働率を継続していることから、ビットコインそのものに起因するセキュリティリスクは極めて限定的であり、預託先取引所等その周辺のセキュリティリスクにしっかりと対応している先を選定することでマネージ可能と当社は考えています。これらの各種リスクが存在するものの、それを踏まえたうえで、ビットコイン関連領域のポテンシャルを当社の企業価値向上につなげて参りたいと考えています。

また、2025年2月3日、連結子会社として、株式会社ARF及び株式会社AELを設立し、株式会社ARFにてマッサージ店、リラックスサロン事業を、株式会社AELにてビューティーサロンおよびエステティックサロン事業の展開を行っていく予定です。

当社における現状は、上述のとおり、依然として営業キャッシュ・フローが赤字を計上していることから、運転資金が不足しており、運転資金及び事業資金について新たな事業調達を行うことを必要としております。

本第三者割当は、DESの手法を用いることで借入負担軽減と資本増加による資本増強を同時に実現し、財務体質の改善を図れると考えております。また、ビットコインを現物出資により調達

することにより、上述の通りビットコインの効率的な調達が可能となります。さらに同時に実施する本新株予約権の第三者割当により、事業資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としております。

また、このたびは運転資金の調達を目的としたQ L組合、株式会社 Tiger Japan Investment（以下、「Tiger Japan Investment」といいます。）及び合同会社A E G I S（以下、「A E G I S」といいます。）に対し発行する本新株式の発行価額は株価 968 円（2025 年 6 月 6 日付終値）に対して 250 円と有利発行であること、本第三者割当における希薄化は、議決権比率ベースで 203.64%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります。各割当予定先より株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しており、その影響は限定的であると考えております。当社といたしましては既存株主の皆様は株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が 2025 年 2 月時点までにおいて 6 期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であること、2025 年 8 月期第 2 四半期において、△534 百万円の連結営業赤字を計上しており、2025 年 2 月末時点の当社連結純資産は 810 百万円と資産超過であります。現状のまま事業継続した場合に再度債務超過に転落するおそれがあることから、資金調達手法については極めて限定的であると考えております。

今回の資金調達手法は、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

債権の現物出資の概要

本普通株式の一部は、当社が割当予定先であるQ L有限責任事業組合（以下「Q L組合」といいます。）及びネットプライス合同会社並びに、株式会社 Tiger Japan Investment に対し普通株式を割り当て、その払込金額の一部に対して割当予定先が当社に対して有する貸付金債権残高 7,625,000,000 円（元金 7,625,000,000 円）に相当する債権の現物出資を行います。債権の現物出資により当社の財務内容の改善を図るものです。金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は以下のとおりです。

債権者：Q L有限責任事業組合

当該財産の価額：金 2500,000,000 円

債権の表示：2025 年 2 月 20 日付取引基本約定書及び 2025 年 4 月 21 日付契約条件変更の覚書に基づく貸付金債権

元本：総額 2,500,000,000 円

貸付実行日：2025 年 3 月 3 日（金 150,000,000 円）

2025 年 3 月 18 日（金 100,000,000 円）

2025 年 4 月 16 日（金 150,000,000 円）

2025 年 4 月 25 日（金 100,000,000 円）

2025 年 5 月 14 日（金 790,000,000 円）

2025 年 5 月 16 日（金 750,000,000 円）

2025 年 5 月 19 日（金 460,000,000 円）

返済期日：2025 年 7 月 22 日（※）

利息：年利 2 %

弁済方法：期日一括弁済

債権者：ネットプライス合同会社

当該財産の価額：金 3,500,000,000 円

債権の表示：2025 年 4 月 21 日付取引基本約定書及び 2025 年 5 月 12 日付契約条件変更の覚書に基づく貸付金債権

元本：総額 3,500,000,000 円

貸付実行日：2025 年 5 月 8 日（金 714,000,000 円）

2025 年 5 月 21 日（金 516,000,000 円）

2025 年 5 月 28 日（金 240,000,000 円）

（以下は実行予定）

2025 年 6 月 11 日（金 700,000,000 円）

2025 年 6 月 25 日（金 700,000,000 円）

2025 年 7 月 9 日（金 630,000,000 円）

返済期日：2025 年 7 月 22 日（※）

利息：年利 2 %

弁済方法：期日一括弁済

債権者：Tiger Japan Investment

当該財産の価額：金 1,625,000,000 円

債権の表示：2025 年 5 月 12 日付取引基本約定書に基づく貸付金債権

元本：総額 1,625,000,000 円

貸付実行日：2025 年 5 月 19 日（金 300,000,000 円）

2025 年 5 月 21 日（金 800,000,000 円）

2025 年 5 月 23 日（金 525,000,000 円）

返済期日：2025 年 7 月 22 日（※）

利息：年利 2 %

弁済方法：期日一括弁済

※現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（会社法第 207 条第 9 項第 5 号）。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金債権の弁済期を、相互間で払込期日（2025 年 7 月 22 日）において本新株式の第三者割当を実施する時点とすることを合意しております。このため、本第三者割当における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

ビットコインの現物出資の概要

現物出資の目的となる財産は、株式会社キャピタルタイフーン（以下「キャピタルタイフーン」といいます。）が保有する暗号通貨（ビットコイン）であり、上記の通り、現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられていることから（会社法第 207 条第 9 項第 4 号）、当社およびキャピタルタイフーンと一定程度独立した者として、当社と割当予定先と利害関係のない公認会計士山田幸平（合同会社 LR プラス（所在地：埼玉県東松山市あずま町 3 丁目 1 番地 141 代表社員 山田幸平））より現物出資等における財産の価格の証明書（証明書日付：2025 年 6 月 9 日 評価時点：2025 年 6 月 6 日）を受領しております。

なお、キャピタルタイフーンが有するビットコインの現物出資について、ビットコインの公正価値に関する評価額は当社およびキャピタルタイフーンと一定程度独立した者として、当社および割当予定先と利害関係のない株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号、代表取締役：山本 顕三）の評価の結果（算定書日付：2025 年 6 月 9 日 評価時点：2025 年 6 月 6 日、算定手法：マーケットアプローチ（市場価額法）、算定の具体的な内容：本第三者割当に係る取締役会決議日前日終値・1 ヶ月平均・3 ヶ月平均・6 ヶ月平均を踏まえて算定、評価額：

13,522,134～15,196,928 円)を参照し、当社とキャピタルタイフーンとの交渉の結果、株式会社赤坂国際会計が評価したビットコイン評価額のレンジ内の単価に基づき算出された金額(15,196,928 円)を10%ディスカウントされた価額(1btc:13,677,235 円 総額7,999,939,200 円)に定めております。ここで、ビットコインの現物出資による払込においては、現物出資の価額が確定される取締役会決議日から払込日までの間にビットコインの価格に下落が起きてしまった場合に、本第三者割当に係る取締役会決議日に想定していたよりも対円換算で減価したビットコインしか当社が払い込みを受けられず、当初現物出資財産として想定した出資に必要な円貨額を下回ってしまう懸念が存在します。このような事態を回避するため、過去のビットコインの45日間の価格変動情報を2023年4月1日から2025年3月31日までの過去2年間検証し、保守的に減価方向だけを切り出した平均下落率10%を、ビットコインの現物出資の評価額へのディスカウント率として適用しております。取締役会決議日から払込の間にビットコインの価格が上昇した場合も、決議日に決定した条件に変更はございません。

現物出資財産について会社が定めた価額が相当であることについて弁護士等の証明がある場合(会社法207第9項第4号)には検査役又は専門家による調査は免除されるため、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。当社は2024年7月31日付で公表した「事業再生ADR手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」のとおり、対象債権者である金融機関の債権放棄を実施いただくとともに、2024年10月末までに債権放棄後の残債務を一括で返済している状況から金融機関からの調達は困難であることから、直接金融での資金調達を行うことといたしました。そのため、当社としましては、直接金融による株主資本の増強を図ることを軸に調達方法の検討をいたしました。

直接金融による調達方法としては、一般に株主割当、公募、第三者割当によるものがあります。株主割当としては全ての株主に対するライツ・イシュー等がありますが、当社事業がなお推進途上にある中で、全ての株主や新株予約権者から追加的な資金を調達することは容易ではないことから合理的ではないと判断いたしました。

また、直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間が第三者割当による新株式及び新株予約権の発行と比較し多大にかかることや、必要資金の調達規模と現在の当社の経営成績、株価動向、株式流動性等から引受証券会社を見つけることは困難であることから、現時点における資金調達方法としては合理的ではないと判断いたしました。

本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善させることが可能であること、さらにビットコインの現物出資により、ビットコイン事業の円滑な運営が可能となります。また、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

また、下記に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、その他の資金調達方法の検討を踏まえ、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であると判断し、その発行を決議しました。

なお、運転資金の調達を目的としQL組合、Tiger Japan Investment 及びAEGISに対し発行する本新株式の発行価額は株価968円(2025年6月6日付終値)に対して250円と有利発行で

あること、本新株予約権の行使と併せて議決権比率ベースで203.64%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があります、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を各割当予定先より口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えております。

当社といたしましては既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が2025年8月期第2四半期までにおいて6期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2025年8月期第2四半期においても営業利益の赤字計上が続いていることから、資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、一定の有利発行はやむをえないものと判断しております。

<本新株予約権の特徴>

当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

①株式価値希薄化への配慮

普通株式及び新株予約権の発行を組み合わせることで資金調達を行うことにより、普通株式の発行に伴い、発行時に希薄化は生じますが、新株予約権に係る潜在株式は行使されて初めて普通株式となります。当社としても割当予定先より株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針であることを口頭にて確認しているため段階的な希薄化になる見込みです。新株予約権が行使された場合、段階的に希薄化は起こりますが、全額を株式での増資とした場合に比べて希薄化への配慮はされていると考えます。

②資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で本新株予約権を取得する日に残存する本新株予約権の全部又は一部を割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権には、下記に記載した留意事項がありますが、当社においては、上記「(3) 資金調達方法を選択した理由」に記載のように、機動的な資金調達を当社の主導により達成することが可能となること等から、当社にとって下記デメリットを上回る優位性の方が大きいと考えております。

- ①本新株予約権の下限行使価額は484円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。
- ②本新株予約権は、株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額の修正は当社の判断により行われるものであること、行使価額は下限行使価額が設定されており、下限行使価額を下回ることはありません。
- ③当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかることがあります。

(その他の資金調達方法の検討について)

当社は、本資金調達を行うにあたり、当社の目的を達成する方法として、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・イシュー、社債発行等の資金調達方法を検討しましたが、財務の健全性あるいは本事業再生計画の履行に向けた資金調達の確実性等を勘案した場合、いずれも実現性は少なく、当社の調達方法としてはそぐわないものと考えられます。

①借入れ、社債、劣後債

金融機関からの借入れについては、本事業再生ADR手続により金融機関から債権放棄いた

だっている経緯から、新たな借入れが困難であること、また、金融機関以外からの借入れについてもその性質から調達資金額が全額負債となるため、財務の健全性が低下することから、財務の健全性を高め債務超過の解消を行う当社の目的に沿わないものと考えております。

②公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、今回の資金調達額等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、資金調達方法の候補からは除外いたしました。

③新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aの定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。新株予約権（非上場型）の無償割当については既存株主の参加率及び資金調達の蓋然性が不透明であることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④行使価額固定型の新株予約権等

行使価額固定型の新株予約権は、行使時点での株価推移によっては発行体の期待通りの行使が進まないことがあり、万一の際の資金としてより確実に行使を促す必要があるため行使価額固定型の新株予約権等は、今回の調達に適当でないと判断しました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	6,829,278,400 円
(内訳)	
本新株式の発行	1,000,000,000 円
本新株予約権の発行	79,358,400 円
本新株予約権の行使	5,749,920,000 円
②発行諸費用の概算額	96,180,000 円
③差引手取概算額 (①－②)	6,733,098,400 円

(注) 1. 本新株式の払込金額の総額

1,000,000,000 円

本新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額

5,829,278,400 円

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、第三者割当に関する弁護士費用等(2,000 千円)、現物出資に係る証明書作成費用(1,780 千円)、ビットコイン価値算定費用(1,500 千円)、新株式価値算定費用(1,500 千円)、新株予約権算定費用(1,500 千円)、有価証券届出書等作成支援費用(6,500 千円)、割当先信用調査費用(1,310 千円)、第三者意見書作成に係る弁護士費用(1,500 千円)、登記費用(78,427 千円)等の合計額であります。

4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

<現物出資>

①以下の対象債権に対し、現物出資による債務の株式化(D E S)を実施します。

現物出資による資金の具体的な使途	想定金額(千円)	支出予定時期
現物出資による債務の株式化(D E S)	7,625,000	2025年7月

(対象債権)

当初債権者	当初契約日	借入金の使途 /目的	債権残高 (千円)	返済予定日
ネットプライス合同会社	2025年4月21日	・ビットコイン購入資金：3,500,000円(支出 予定時期2025年5月～2025年7月)	3,500,000	2025年7月22日
Q L組合	2025年2月20日	・エステ事業運転資金：210,000千円 (支出予定時期2025年5月～2026年8月) ・エステ事業業務提携にかかる資金(事前交渉 終了。本件に関しては別途開示いたしま す。)：2,290,000千円(支出予定時期2025 年7月)	2,500,000	2025年7月22日
Tiger Japan Investment	2025年5月12日	・アパレル事業運転資金：550,000千円 (支出予定時期2025年5月～2026年8月) ・アパレル事業M&A資金(国内ブランドの事 業譲受につき事前交渉終了。本件に関しては別 途開示いたします。)：155,000千円 (支出予定時期2025年7月) ・エステ事業運転資金：60,000千円 (支出予定時期2025年5月～2026年8月) ・エステ事業業務提携にかかる資金(事前交渉 終了。本件に関しては別途開示いたしま す。)：860,000千円 (支出予定時期2025年7月)	1,625,000	2025年7月22日
合計額			7,625,000	

②以下のビットコインに対し、現物出資を実施します。

ビットコイン保有者	ビットコイン数量	支出予定時期
株式会社キャピタルタイフーン	584.9135btc	2025年7月

注：当社は、ビットコインを米ドルや金（ゴールド）と並び得る世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、米国を中心に企業や公的機関によるビットコイン取得の動きが活発化する状況を踏まえ中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えております。この認識に基づき、2025年4月16日より、当社及び当社子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタルを通じてビットコイン取得に継続的に取り組んで参りました。前述の通り、かかるこれまでの複数回に亘るビットコイン購入を通じて獲得した各種知見をもとに、ビットコインの取扱いにはリスクも存在するものの、それを上回る事業機会ポテンシャルがあるものと考え、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進する方針を打ち立てました。かかる方針の下、当社子会社は2025年8月期末までに1,000btc以上の保有を計画しており、取得したビットコインについては「ビットコイントレジャリー戦略」に基づくものとして中長期的スタンスで保有する方針です。ここで取得手法として、ビットコインの現物出資が円貨での払込資金を用いて暗号資産交換業者等からビットコインを取得する場合に通常発生する取引コスト（取引手数料及び価格変動による実質コストとして取引額の0.3%から数%の損失（市場環境や取引規模により

変動）が見込まれる）や、取得プロセスに伴うオペレーショナルリスク（市場価格の変動リスク、誤発注リスク等）を回避できるという強い利点が見込まれ、経済合理性が認められるものと判断いたしました。

<本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金 額 (千円)	支出予定時期
① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金	500,000	2025年7月～2026年8月
② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金	500,000	2025年7月～2029年8月
合計	1,000,000	

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（千円）	支出予定時期
① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金	1,180,000	2025年7月～2030年7月
② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金	830,000	2025年7月～2030年7月
③ 当社子会社（株式会社ANAP）におけるM&A資金	973,098	2025年7月～2026年8月
④ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金	2,750,000	2025年7月～2026年3月
計	5,733,098	

（注） 1. 調達資金は本表の記載の順に優先的に充当する予定です。

2. 本新株予約権の行使価額は調整される可能性があることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金（但し、ビットコイン取得資金の一部については取得先である暗号資産交換業者への預託金）で保管する予定です。

本第三者割当により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

① 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金

株式会社ANAPは2024年7月に成立した当社による事業再生ADRの影響により、一時的に事業が縮小し仕入の抑制に伴う売上減少によりキャッシュ・フローの悪化や、家賃や人件費等の固定的支出を賄うための運転資金需要が生じております。また、事業規模を回復、拡大させるための資金を必要としております。当該支払は2025年7月～2030年7月に行われることを見込んでおり、経常的支出 684 百万円、新規出店および既存店改修費 340 百万円、敷金 60 百万円、必要手許資金 596 百万円の合計 1,680 百万円を使途する予定です。本新株式及び本新株予約権の行使による調達額のうち合計 1,680 百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

② 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金

株式会社ARF、株式会社AELはエステ事業を行う事を目的として2025年2月1日に設立され、2025年5月1日より営業を開始しております。当事業は新たに店舗開発をおこないますが、営業体制の安定化まで時間を要すること、また、新たな営業施策を各種講じるための資金を必要としております。必要資金は1,330 百万円であり、当該支払は2025年7月～2030年7月に行われることを見込んでおり経常的支出 916 百万円、新規出店および既存店改修費 162 百万円、敷金 88 百万円、必

要手許資金 164 百万円の合計 1,330 百万円を用途する予定です。本新株式及び本新株予約権の行使による調達額のうち合計 1,330 百万円を当該資金用途へ充当することを見込んでおります。

③ 当社子会社（株式会社ANAP）におけるM&A資金

当社子会社である株式会社ANAPは2024年7月に成立した当社による事業再生ADRの影響により、一時的に事業が縮小しております。当社の収益基盤の回復に向けた事業規模の回復、拡大の施策の一環としてブランドの買取を予定しております。当該支払は2025年7月～2026年8月に行われることを見込んでおります。本新株予約権の行使による調達額のうち合計 973 百万円を当該資金用途へ充当することを見込んでおります。

具体的な投資方針としましては、事業のシナジー効果の見込めるアパレルブランド、ブライダルドレス事業、コスメ事業等を想定しており、1件あたりの金額としては20百万円から800百万円、候補先6社程と交渉を行って行っております。うち、1社につきましては2025年7月を目途にクロージング予定であり、予定金額は150百万円となっております。その他の案件につきましては2026年8月末を目途にクロージングできますように交渉を進めております。なお、候補先の取得が相手先との交渉により合意に至らなかった場合には別途、新たな候補先の選定を継続して実施するようにいたします。

なお、M&Aが決定し本件資金用途の項目が確定した際には適時適切に開示いたします。

④ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金

当社は、ビットコインを米ドルやゴールドと並ぶ世界の基軸資産と捉える世界の潮流は不可逆的であり、中長期的にその存在感はさらに高まり、対日本円での価値上昇余地が十分にあるものと考えております。そのため、2025年4月16日を初回として、当社子会社である株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下、「ANAPライトニングキャピタル」といいます。）においてビットコイン取得に継続的に取り組んでおります。当社は引き続き、合理的な範囲でのビットコイン取得を計画しており、かかる方針に賛同頂きました割当予定先からの本新株予約権の行使による調達額のうち合計 2,750 百万円を当該資金用途へ充当することを見込んでおります。

なお、2025年6月6日時点でのANAPライトニングキャピタルのビットコインの保有残高、およびこれまでの購入履歴は、以下のとおりであります。

ビットコイン保有枚数： 102.9001 ビットコイン

ビットコイン購入総額： 1,471,638,972 円

購入日付	ビットコイン購入枚数 (ビットコイン)	平均購入価格 (円/1ビットコイン)	購入総額 (円)
2025年4月16日	16.6579	12,003,976	199,961,032
2025年4月28日	35.0000	13,655,656	477,947,960
2025年5月9日	18.5044	14,900,765	275,730,440
2025年5月22日	17.5297	15,856,926	277,967,152
2025年5月28日	15.2081	15,783,194	240,032,388
計	102.9001	-	1,471,638,972

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、自己資本の充実に伴う財務体

質の健全化を図りつつ、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、かかる資金使途は合理的なものであると考えております。なお、前述の使途への充実に伴い当社はビットコイン保有に伴う一定のリスクを負うものの、それらは十分にマネージ可能である範囲であり、その結果として獲得するリターンの方が十分に大きいものと当社は判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

① 本新株式

当社は、各割当予定先との間で、第三者割当により発行する本新株式の払込金額について協議を重ねた結果、ネットプライス合同会社、キャピタルタイフーンを割当先とする本新株式の払込価額は本新株式発行にかかる取締役会決議日の前取引日(2025 年 6 月 6 日)の東京証券取引所における普通取引の終値 968 円と同額である 968 円とし、Q L 組合、A E G I S、Tiger Japan Investment を割当先とする本新株式の払込価額は払込金額を 1 株当たり 250 円に決定いたしました。本新株式の払込金額を 1 株当たり 250 円に決定した経緯は以下となります。

Q L 組合、A E G I S より当社の財務状況を鑑み、本新株式の払込価額について検討を行いたい意向を受けました。具体的には①当社グループは 2020 年 8 月期以降 5 期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019 年 8 月期以降 6 期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失(△534 百万円)、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス(△458 百万円)を計上していること、②当社株価は本新株式発行にかかる取締役会決議日の前取引日(2025 年 6 月 6 日)の東京証券取引所における普通取引の終値 968 円であります。2019 年 8 月期以降 6 期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しているにも関わらず、PBR が 22.49 倍(当社が属する同業他社は平均 2 倍程度)と評価されており現在の株価が当社の実態を反映されているかが不明であること等により、現在の市場株価水準では引受けは厳しく、再度発行条件の検討を行いたい意向を受けました。

また Q L 組合、A E G I S 及び Tiger Japan Investment より本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率 10%以内(日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準)での引受けは困難であり、相応額のディスカウントした発行額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けました。

当社は、2024 年 8 月期におきまして、20 億 77 百万円の債務超過となっておりましたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生 ADR 手続が成立(同年 7 月 31 日)いたしました。また、同年 10 月 31 日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、同年 11 月 26 日開催の当社第 33 回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年 11 月 27 日付にて新株式及び新株予約権の払込み完了がなされ、2025 年 2 月 7 日付にて新株予約権の全ての行使が完了し、上述のとおり当中間連結会計期間末時点において債務超過を解消したものの、依然として収益化には時間を要しており、強固な収益基盤の確立には資金を必要としております。そのため、2025 年 2 月末時点において 609 百万円の現預金残高を有しておりますが、当中間連結会計期間においても、営業損失(△534 百万円)、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス(△458 百万円)を計上していることから、今後の運転資金も不足しております。

このような必要性から当社としても、当該資金調達について本第三者割当の割当先より相当のリスクを負っていただいていること、本業の運転資金の充実を図るため早期に本第三者割当の実施を行うことが最優先であると判断し、社内において発行条件について検討を進めました。

当社としましても、Q L 組合、A E G I S 及び Tiger Japan Investment に対しては、市場株価を基礎として 10%のディスカウントを加味した発行価額の採用を打診しておりましたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であることから、大幅なディスカウント伴わない引受先が存在しませんでした。上記の必要性から、資金提供者である Q L 組合、A E G I S の意向については一定程度勘案する余地はあるものと判断し、なおかつ引受先が一向に現れない中で、キャッシュ・フローが厳しい当社の状況を踏まえて、割当予定先において本第三者割当の引受に応じていただいたものであります。こうした割当予定先の要望も考慮すべきと判断し、市場株価以外に株式価値の一

般的な公正価値評価の算定手法であるDCF法を検討するにあたり、第三者算定機関に当社の株価算定を依頼いたしました。

新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、当社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社／未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区一丁目11番28号、代表取締役：能勢 元）（以下、「TFA」といいます。）に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手しております。

TFAは、当社普通株式1株当たりの株式価値について、DCF法による株式価値を算定することで、当社の株式価値の範囲を算出しております。

DCF法につきましては、当社が提供した事業再生計画案に添付の事業計画（予測期間：5年間（2025年8月期から2031年8月期））（以下、①～③の施策を反映したもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、WACCによって割り引くことで理論株式価値を算出しました。WACCについては、リスクフリーレート1.379%（2025年2月28日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債WI-03の平均複利利回り）、リスクプレミアム4.2%、対市場 β 0.983（SPEEDA β ）、小規模リスクプレミアム3.7%により、株主資本コストを9.208%と算出しました。

①仕入サイクルの最適化 少ロット短納期戦略、海外工場との直接取引による不良在庫の減少、機会損失を生じさせない施策により利益の向上を図る。

②商品ブランドの再構築 安売りによるブランドの毀損とマーケティング戦略不在を解消すべく、新ブランドの投入、旧ブランドのリブランドによりブランドイメージを回復させ、定常化しているディスカウント販売を抑制し利益の確保を図る。

③EC事業の回復 スポンサーの技術力を活かしたECサイトの運営コストの削減、また、スポンサーの会員組織を活かしたアプローチで顧客数の拡大を図る。さらに、ランニングコストが低廉なシステムへの乗換えまたは構築することにより利益確保を図る。）

また、以下の前提を置いて算定を行っているとのことです。

- ・法人税等充当額は、対象会社の繰越欠損金額を加味して算定。
- ・予測期間における運転資本は、過去の運転資本と損益の推移より推算。
- ・設備投資額は、減価償却費の範囲内で設備投資を行うとし、設備投資額及び減価償却費は同額が発生するものと仮定し、考慮していない。

本算定に基づき、2025年2月28日を基準日として、当社株式価値を、5,420百万円（1株当たり価値250円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下10%程度）として、225円～275円と算定しております。同報告書では、この算定方法により、当社の株式価値を225円～275円と算定しており、本新株式の発行価額250円はこの範囲内となっております。当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である5,420百万円（1株当たり価値250円）は妥当であると判断しております。

なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため、作成したものであり2025年8月期業績予想として作成したものではございません。また、当該事業計画は2028年8月期に営業利益ベースで黒字化を予定しておりますが、これは主要事業であるアパレル事業における商品開発力の強化、店舗開発（スクラックアンドビルド）及び改修とインターネット販売事業の強化による収益の向上と企業価値の増加が見込まれたものであり、2028年8月期以降も大幅な増益を見込んでおります。本算定により当社の株主価値は5,420百万円と評価されておりますが、時価総額と企業価値は必ずしも一致するものではありませんが、本第三者割当により企業価値の向上が図れるものと考えております。

当社にて有利発行に該当するおそれも発生し得ることから、当社としてはこれに十分配慮し検討を行うため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者であるセントラル法律事務所（小井土直樹弁護士）に、本株式の発行価額に関する客観的な意見を求め、2025年6月6日付で、意見書（以下、「本意見書」といいます。）を入手しております。なお、小井土直樹弁護士の全文は次のとおりです。

<主要な前提事実>

- 1 株式会社ANAPホールディングス（以下「貴社」という。）は、2025年6月9日を発行決議

予定日として、第三者割当の方法による新株式の発行（以下「本第三者割当新株式発行」という。）及び新株予約権発行（以下「本第三者割当新株予約権発行」といい、両者をあわせて「本第三者割当増資」という。）を予定している。

2 貴社の普通株式（以下「貴社株式」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）スタンダード市場に上場している。

3 貴社は、1992 年の創業から 30 年以上に亘り、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてきた。貴社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進している。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力している。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、貴社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指している。さらに、SNS を活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、EC システムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っている。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しているが、現時点においても売上・利益ともに厳しい状況が続いている。今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続しているところである。

強固な財務体質への変革に向け、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、貴社より提出した事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、2024 年 7 月 31 日付で事業再生 ADR 手続が成立した。また、2024 年 10 月 31 日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い債務免除の効力が発生した。さらに、2024 年 11 月 26 日開催の当社第 33 回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年 11 月 27 日新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、810 百万円となり、債務超過を解消した。

また、貴社の業績は、当中間連結会計期間の業績は、売上高 582 百万円となり、売上高が減少したことによる粗利益の減少の影響を受け、営業損失 534 百万円、経常損失 561 百万円となった。その上で、債務免除益等を 1,399 百万円計上し、親会社株主に帰属する中間純利益 825 百万円となった。

このように、2019 年 8 月期以降 6 期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している状況である。

このような状況において、貴社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく 2025 年 4 月 14 日に提出した第 34 期半期報告書へ記載の通り、以下の課題に対する施策を実施している。

①資金繰りについて

貴社は、2024 年 8 月期において、20 億 77 百万円の債務超過となっていたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、貴書より提出した事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生 ADR 手続が成立（同年 7 月 31 日）した。また、同年 10 月 31 日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生した。さらに、同年 11 月 26 日開催の当社第 33 回定時株主総会において、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年 11 月 27 日付にて新株式及び新株予約権の払込み完了がなされ、2025 年 2 月 7 日付にて新株予約権の全ての行使が完了し、上述のとおり当中間連結会計期間末時点において債務超過を解消している。

今後については、業績の改善を図りながら、本第三者割当を含めた新たな資金調達の手段を検討していく。

②自己資本の脆弱性について

貴社グループは、当中間連結会計期間末時点で、純資産残高が 810 百万円となり債務超過を解消し、今決算期末（2025 年 8 月期）におきましても債務超過状況の解消を維持すべく、財務体質の抜本的な改善を目指している。

③売上高減少や収益力の低下について貴社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進している。時代の変化に即応した新たなコンセプト

のもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力している。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、貴社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指している。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っている。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めていく。

④事業領域の拡大について

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めていく。

具体的な取り組みとして、貴社は25年1月28日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日、連結子会社として(株)ANAPライトニングキャピタルを設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定致した。2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び2025年4月28日付適時開示「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入を行っている。

また、2025年2月3日、連結子会社として、株式会社ARF及び株式会社AELを設立し、株式会社ARFにてマッサージ店、リラックスサロン事業を、株式会社AELにてビューティーサロンおよびエステティックサロン事業の展開を行っていく予定である。

当社における現状は、上述のとおり、依然として営業キャッシュ・フローが赤字を計上していることから、運転資金が不足しており、運転資金及び事業資金について新たな事業調達を行うことを必要としている。

本第三者割当は、DESの手法を用いることで借入負担軽減と資本増加による資本増強を同時に実現し、財務体質の改善を図れると考えているとのことである。また、ビットコインを現物出資により調達することにより、上述の通りビットコインの効率的な調達が可能となる。さらに同時に実施する本新株予約権の第三者割当により、事業資金確保と事業再生のための資金として調達することを目的としている。

また、このたび運転資金の調達を目的としQL組合、AEGIS及びTIGER JAPAN INVESTMENT及びTiger Japan Investmentに対し発行する本新株式の発行価額は株価968円(2025年6月6日付終値)に対して250円と有利発行であること、議決権比率ベースで203.64%と大規模な希薄化を伴う発行であり、発行後の割当先による投資行動により株価に下落圧力がかかる可能性があるが、株価の推移によっては、投資回収の観点から市場において売却し、売却時には市場動向を勘案しながら売却していく方針である旨を口頭で確認しておりその影響は限定的であると考えているとのことである。貴社としては、既存株主の皆様の株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しているが、貴社が2025年2月時点までにおいて6期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であること、2025年8月期第2四半期において、△534百万円の連結営業赤字を計上しており、2025年2月末時点の当社連結純資産は810百万円と資産超過であるが、現状のまま事業継続した場合に再度債務超過に転落するおそれがあることから、資金調達手法については極めて限定的であると考えているとのことである。

今回の資金調達手法は、貴社としても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が貴社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであるとのことである。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、貴社及び貴社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定される。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用したとのことである。

<照会事項>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、

1 貴社が発行を予定しているQ L組合、A E G I S及びTiger Japan Investmentに対する、有利発行による第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性が認められるか。

2 会社法第210条第2号で規定する著しく不公正な方法により行なわれることに該当しないか。

<意見>

以上の前提事実及び関連する事実関係に基づき、Q L組合、A E G I S及びTIGER JAPAN INVESTMENTに対する有利発行による第三者割当による新株式発行の必要性及び相当性が認められる。

また、本第三者割当が、会社法第210条第2号で規定する著しく不公正な方法により行なわれることに該当しない。

<意見の理由>

当職は、貴社からの照会を受けて、貴社に関する開示資料（適時開示及び法定開示を含むがこれらに限られない。）、市場株価等の公表資料やT F A作成の株式価値算定書等の入手を行ない、検討を行った。

また、当職は、貴社に対するヒアリングを実施し、貴社における本第三者割当に至る経緯、割当先の選定の過程等について確認を行った。

上記の検討結果に基づき、当職は上記の意見を述べるものであるが、意見の理由は以下のとおりである。

1. 「特に有利な金額」の意義

会社法第199条第3項の「特に有利な金額」とは、公正な発行価額よりも特に低い価額をいうと解される。ここにいう「公正な発行価額」は、関連する裁判例によれば、「当該企業の有する客観的価値」により決定されるべきであるとされ、多くの場合には株価が基準となるものと解されている。

また、日本証券業協会の定めた「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日付、以下「日証協指針」という。）においても、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」とされており、直近日の株価ではなく、一定期間の平均株価を基礎として発行価額を決定することが認められる場合があるとされる。

2. 有利発行該当性について

本第三者割当に関するQ L組合、A E G I S及びTIGER JAPAN INVESTMENTに対する割り当ては取締役会決議日の直前営業日である2025年6月6日の貴社普通株式の終値968円から74.17%のディスカウント、当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である628.13円から41.91%のディスカウント、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均である565.90円から71.05%のディスカウント、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である485.21円から48.48%のディスカウントとなっている。

これらの事情を踏まえると、本件割当価額は第三者機関によるDCF法に基づく株式価値算定書に基づくものであるものの、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れは否定できないといえる。

3. 有利発行の必要性について

Q L組合、A E G I Sより貴社の財務状況を鑑み、本新株式の払込価額について検討を行いたい意向を受けた。具体的には①貴社グループは2020年8月期以降5期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当中間連結会計期間においても、営業損失（△534百万円）、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス（△458百万円）を計上していること、②貴社株価は本新株式発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2025年6月6日）の東京証券取引所における普通取引の終値968円であるが、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しているにも関わらず、PBRが22.49倍と評価されており現在の株価が貴社の実態を

反映されているかが不明であること等により、現在の市場株価水準では引受けは厳しく、再度発行条件の検討を行いたい意向を受けたとのことである。

またQ L組合、A E G I Sより本第三者割当の割当先のリスク判断として、ディスカウント率10%以内(日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準)での引受けは困難であり、相応額のディスカウントした発行額にて本新株式を引き受けることが条件となる旨の意向を割当予定先より受けたとのことである。

貴社は、2024年8月期において、20億77百万円の債務超過となっていたが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、貴社より提出した事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立(同年7月31日)した。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生した。さらに、同年11月26日開催の貴社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日付にて新株式及び新株予約権の払込み完了がされ、2025年2月7日付にて新株予約権の全ての行使が完了し、上述のとおり当中間連結会計期間末時点において債務超過を解消したものの、依然として収益化には時間を要しており、強固な収益基盤の確立には資金を必要としている。そのため、2025年2月末時点において609百万円の現預金残高を有しているが、当中間連結会計期間においても、営業損失(△534百万円)、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス(△458百万円)を計上していることから、今後の運転資金も不足している状況にある。

このような必要性から、当該資金調達について本第三者割当の割当先より相当のリスクを負っていただいていること、本業の運転資金の充実を図るため早期に本第三者割当の実施を行うことが最優先であると判断し、貴社において発行条件について検討を進めたとのことである。

貴社としても、Q L組合、A E G I Sに対しては、市場株価を基礎として10%のディスカウントを加味した発行価額の採用を打診していたが、相当額の本新株式の引受を行っていただく前提であることから、大幅なディスカウント伴わない引受先が存在しないとのことであった。上記の必要性から、資金提供者であるQ L組合、A E G I Sの意向については一定程度勘案する余地はあるものと判断し、なおかつ引受先が一向に現れない中で、キャッシュ・フローが厳しい貴社の状況を踏まえて、割当予定先において本第三者割当の引受に応じていただいたとのことである。

Q L組合については、2024年10月17日付で取締役会により発行決議した貴社金銭債権の現物出資により新株式及び第6回新株予約権の割当先であり、新株式について有利発行を受けている。また、組合員である池直将氏について、貴社子会社である株式会社ARFにおいて取締役副社長/執行役員および貴社子会社である株式会社ANAPにおいて代表取締役社長/執行役員および貴社子会社である株式会社AELにおいて取締役副社長/執行役員を兼務している。そうすると、Q L組合がなお経営陣と密接な関係を有していることは否めない。

A E G I Sについては、貴社への貸付債権が存在するものの、人事関係、技術関係、取引等関係を有しないといえる。

Tiger Japan Investmentについては、貴社への貸付債権が存在するものの、人事関係、技術関係、取引等関係を有しないといえる。

しかし、貴社の中間連結会計期間において債務超過こそ脱したものの、なお、営業損失(△534百万円)、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス(△458百万円)を計上しており現状のまま事業継続した場合に再度債務超過に転落するおそれがあり、なお有利発行をしてでも早期に資金調達を図る必要性が認められる。また、有利発行する割当予定先に経営陣が出資する組合が含まれているものの、池氏が貴社の再生に向けて貴社の取締役に就任したのは2024年10月になって間もない状況で日が浅く、現在は子会社の代表取締役であることを踏まえ、一定のインセンティブを付与することも不当といえないことを踏まえれば、有利発行による第三者割当の必要性があると思料される。

4. 有利発行の相当性について

貴社は、新株式の払込金額の公正性の検討にあたっては、貴社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、新株式並びに新株予約権の公正価値算定を始めとし、公開会社/未公開会社問わず多数の公正価値の算定実績があること等を鑑み、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(所在地:東京都千代田区一丁目11番28号、代表取締役:能勢 元)(以下、「T F A」といい

ます。)に本新株式の算定を依頼し、株式価値算定書を入手している。

T F Aは、当社普通株式 1 株当たりの株式価値について、D C F 法による株式価値を算定することで、貴社の株式価値の範囲を算出している。

D C F 法につきましては、当社が提供した事業再生計画案に添付の事業計画（予測期間：5 年間）（以下、①～③の施策を反映したもの）に基づきフリーキャッシュフローを算出し、W A C C によって割り引くことで理論株式価値を算出したとのことである。W A C C については、リスクフリーレート 1.739%（2025 年 2 月 28 日における日本証券業協会「公社債店頭売買参考統計値」長期国債 WI-06 の平均複利利回り）、リスクプレミアム 4.2%、対市場 β 0.983（SPEEDA β ）、小規模リスクプレミアム 3.7%により、株主資本コストを 9.208%と算出したとのことである。

①仕入サイクルの最適化 少ロット短納期戦略、海外工場との直接取引による不良在庫の減少、機会損失を生じさせない施策により利益の向上を図る。

②商品ブランドの再構築 安売りによるブランドの毀損とマーケティング戦略不在を解消すべく、新ブランドの投入、旧ブランドのリブランドによりブランドイメージを回復させ、定常化しているディスカウント販売を抑制し利益の確保を図る。

③E C 事業の回復 スポンサーの技術力を活かした E C サイトの運営コストの削減、また、スポンサーの会員組織を活かしたアプローチで顧客数の拡大を図る。さらに、ランニングコストが低廉なシステムへの乗換えまたは構築することにより利益確保を図る。

本算定に基づき、2025 年 2 月 28 日を基準日として、当社株式価値を、5,420 百万円（1 株当たり価値 250 円）と算定しており、この合理的範囲（株式価値評価額の上下 10%程度）として、225 円～275 円と算定している。同報告書では、この算定方法により、貴社の株式価値を 225 円～275 円と算定しており、本新株式の発行価額 250 円はこの範囲内となっている。

同報告書において算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果である 5,420 百万円（1 株当たり価値 250 円）は妥当であると判断される。なお、当該事業計画は本第三者割当の際の公正価値算定のため、作成したものであり 2025 年 8 月期業績予想として作成したものではない。また、当該事業計画は 2028 年 8 月期に営業利益ベースで黒字化を予定しているが、これは主要事業である店舗開発及び改修とインターネット販売事業による収益の向上と伴い企業価値の増加が見込まれたものである。本算定により貴社の株主価値は 5,420 百万円と評価されているが、時価総額と企業価値は必ずしも一致するものではなく、本第三者割当により企業価値の向上が図れるものと考えられる。

そして、貴社が継続企業であり、貴社の客観的な事業価値に基づくインカム・アプローチにより貴社の公正な価値を算出することが相当といえる。

株式の公正な価額決定の方式には、その他ネットアセットアプローチによる方法もあるが、この場合貴社の 2025 年 8 月期第 2 四半期末の純資産額は、810,218 千円であり自己株式を控除した期末発行済み株式総数が 18,821,593 株であり 1 株当たりの純資産額は 43.05 円となるが、精算を前提としているため相当でなく、また、既存株主の利益を大きく損なうことになる。

よって、発行条件についても相当といえる。

5. 株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれたかについての検討

(1) 会社法第 210 条第 2 号において、株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合は、株主は募集株式の発行について差止ができることとされているため検討する。

(2) 株式の発行が著しく不公平な方法により行なわれ、株主の利益を害する場合は、原則として会社の支配権をめぐる争いがある状況において、専ら現経営陣が自己または会社に友好的な第三者に募集株式または新株予約権を発行することによって、支配権を維持・争奪する目的を達成しようとする場合をさすと解される。

もっともそのような不当な目的が併存したとしても、資金調達目的が主たる目的と認められる場合は著しく不公平な方法によるものに該当しないとされている（東京地方裁判所平成元年 7 月 25 日決定・判例時報 1317 号 28 頁参照）。

本株式発行に際して、貴社子会社取締役の池直将氏が組合員となる Q L 組合に割り当てることとされており、現経営陣の支配権の維持強化に寄与する効果を生じさせる点是否めないものの、本件の新株式発行の主たる目的が、貴社において継続企業の前提に疑義がある状況において貴社の中間

連結会計期間において債務超過こそ脱したものの、なお、営業損失（△534百万円）、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス（△458百万円）を計上しており現状のまま事業継続した場合に再度債務超過に転落するおそれがあり、貴社の財務体質を改善するものでその必要性が認められ、貴社において特段支配権争いがなく、また、その発行価額も貴社及び割当予定先と独立した第三者算定機関にDCF法に基づいて算出した株価を基礎として割当価額を定めることについても、貴社の財務状況を踏まえれば合理的な相応な合理性を有しており、著しく不公平な方法により行なわれたといえない。

また、Q L組合の出資も純投資を主たる目的とするものであり経営権の支配権の維持強化を図るものとはいえない。

そして、既存株主にとって株式の希薄化の不利益が生じる面は否めないものの、上場廃止を回避し、同時に実施する予定の新株予約権発行及び行使により事業資金を調達することにより、終局的には貴社の既存株主にとっても株価上昇や配当等を通じてその利益に授かることができるのであって、株主の利益を害するともいえない。

以 上

当該算定結果及び当該第三者意見書を受けて、改めて当社およびQ L組合、A E G I S及びTiger Japan Investment が協議を行いQ L組合、A E G I S及びTiger Japan Investment を割当先とする本新株式の発行価額は当該算定結果の範囲内である 250 円にて双方合意に至りました。

なお、ネットプライス合同会社、キャピタルタイフーンに対する発行価額（968 円）は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの 1 カ月間の終値平均である 682.13 円から 41.91%のプレミアム、当該直前取引日までの 3 カ月間の終値平均である 565.90 円から 71.05%のプレミアム、当該直近取引日までの 6 か月間の終値平均である 485.21 円から 99.50%のプレミアムとなっております。

また、Q L組合、A E G I S及びTiger Japan Investment を割当先とする本新株式の発行価額（250 円）は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である 968 円から 74.17%のディスカウント、当該直近営業日までの 1 カ月間の終値平均である 682.13 円から 63.35%のディスカウント、当該直近営業日までの 3 カ月間の終値平均 565.90 円から 55.82%のディスカウント、当該直近営業日までの 6 か月間の終値平均である 485.21 円から 48.48%のディスカウントとなっております。

本新株式の発行価額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）に照らせば、会社法第 199 条第 3 項に定める特に有利な金額による発行に該当する恐れがあることから、既存株主の皆様のご意思を確認するためにも、当社は 2025 年 7 月 18 日に開催予定の定時株主総会において、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1 株当たりの払込金額を 250 円として、第三者割当による本新株式の発行を行うことといたしました。

当社としてもこうした有利発行の必要性については検討しました。当社グループは 2020 年 8 月期以降 5 期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019 年 8 月期以降 6 期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失（△534 百万円）、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス（△458 百万円）を計上しているという状況において早期に運転資金及び事業資金を確保する必要が生じていることから、当該発行条件にて本第三者割当を実施することと致しました。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役 3 名（うち社外監査役 2 名）全員から、ネットプライス合同会社、キャピタルタイフーンを割当先とする本新株式の発行価額の算定方法については、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであると判断でき、有利発行でないことについて適法である旨の意見が述べられております。

一方で、Q L組合、A E G I S及びTiger Japan Investment を割当先とする本新株式の発行価額についてはT F Aは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、Q L組合、A E G I S及びTiger Japan Investment を割当先とする本新株式の価額算定方法についても一定の

妥当性が認められること、従ってQ L組合、A E G I S及びTiger Japan Investmentを割当先とする本新株式の発行については、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、当社取締役会として、株主の皆様からの特別決議による承認をいただけることを条件に、1株当たりの払込金額を250円とすることは、相当である旨の意見が述べられております。なお、本新株式の発行に関する取締役会決議につきましては、特別利害関係を有する取締役湯浅慎司、同山本和弘を除いた当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行価額の決定について、公正性を期すため、第三者評価機関であるT F Aに対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、同社より本新株予約権の価値算定書を取得しております。

T F Aは、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提(当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利率、行使条件等)の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当なものとして判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を該算出結果と同額の1,336円(1株当たり13.36円)といたしました。

本新株予約権の当初行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日(2025年6月6日)の東京証券取引所における普通取引の終値968円を参考として同値である968円に決定いたしました。

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、以後1取引日が経過する毎に修正が行われ、当該修正が行われる場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日の当社普通株式の終値の95%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されるとしておりますが、こちら5%ディスカウントとした理由としては、当社グループは2020年8月期以降5期連続で、営業損失、経常損失、当期純損失を計上し、2019年8月期以降6期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当中間連結会計期間においても、営業損失(△534百万円)、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナス(△458百万円)を計上しているという状況から本新株予約権の各割当予定先よりディスカウントの要望があり、当社において早期に運転資金及び事業資金を確保する必要性から当該要請に応じたものとなります。

なお、本新株予約権の当初行使価額は本第三者割当に関する取締役会決議日の当該直近営業日までの1カ月間の終値平均である682.13円から41.91%のプレミアム、当該直近営業日までの3カ月間の終値平均565.90円から71.05%のプレミアム、当該直近営業日までの6か月間の終値平均である485.21円から99.50%のプレミアムとなっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の東証終値と比べて過度に低い水準となることはなく、かかる行使価額に照らしても、本新株予約権の払込金額は適正な価額であると考えております。

当該判断に当たっては、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員より、T F Aは当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、T F Aは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、T F Aによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してT F Aから説明を受け又は提出を受けた資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を受けております。なお、本新株予約権の発行に関する取締役会決議につきましては、特別利害関係を有する取締役湯浅慎司、同山本和弘を除いた当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行による新規発行株式数32,380,100株(議決権数323,801個)及び本新株予約権が全

て行使された場合に交付される株式数 5,940,000 株（議決権数 59,400 個）を合算した総数は 38,320,100 株（議決権数 383,201 個）となり、2025 年 6 月 2 日時点の当社発行済株式総数 19,167,300 株及び議決権数 188,180 個を分母とする希薄化率は 199.92%（議決権ベースの希薄化率は 203.64%）に相当します。

そのため、本新株式及び本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当程度の希薄化が生じることになり、割当議決権数が総株主の議決権数の 25%以上となることから、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかし、当社といたしましては、本新株式、及び本新株予約権の発行及びその行使により資金を調達することは、当社の財務体質改善のための資本増強を行いつつ、当社の運転資金及び事業資金を確保することで、将来の業績の向上と経営基盤の安定化を図り、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① ネットプライス事業再生合同会社

① 名 称	ネットプライス事業再生合同会社
② 所 在 地	東京都港区新橋二丁目 16 番 1 号 ニュー新橋ビル 9 階
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 合同会社 Yuasa 事務所 職務執行者 湯浅 慎司 職務執行者 山本 和弘
④ 事 業 内 容	有価証券の運用、投資、販売、保有 等
⑤ 資 本 金	1 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	2024 年 7 月 25 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	—
⑧ 決 算 期	6 月
⑨ 従 業 員 数	1 名
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人
⑪ 主 要 取 引 銀 行	GMO あおぞらネット銀行
⑫ 大株主及び持株比率	クロノスパートナーズ合同会社：99.0% 合同会社 Yuasa 事務所：1.0%
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	・当社と同社との間で 2025 年 4 月 21 日付で 3,000 百万円の取引基本約定書及び 2025 年 5 月 12 日付で 3,500 百万円の契約条件変更の覚書の締結を行っており、同社に対して借入（1,470 百万円）が生じております。 ・当社普通株式 9,342,500 株（議決権比率：49.65%）を保有する株主です。（2025 年 6 月 2 日時点）
人 的 関 係	・同社の代表社員である合同会社 Yuasa 事務所の職務執行者である湯浅慎司は、当社取締役社長を兼務しています。 ・同社の代表社員である合同会社 Yuasa 事務所の職務執行者ならびに同社の出資者であるクロノスパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。
取 引 関 係	・ネットプライス株式会社から金銭債権（600 百万円）の譲渡を 2024 年 9 月 30 日付で受けております。 ・当社に対し 2024 年 9 月 20 日付で 800 百万円の取引基本約定

	書の締結を行っております。 ・Q L組合に対し 2024 年 10 月 1 日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800 百万円）のうち 450 百万円を譲渡しています。 ・株式会社サムライパートナーズに対し 2024 年 10 月 1 日付取引基本約定書により生じた金銭債権（800 百万円）のうち 50 百万円を譲渡しています。 ・2024 年 10 月 17 日付で、当社とスポンサー最終合意書を締結しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	関連当事者に該当します。

(注) ネットプライス合同会社は 2024 年 7 月 25 日設立であり、初年度が経過していないため、「最近 3 年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。

②Q L 有限責任事業組合

① 名 称	Q L 有限責任事業組合	
② 所 在 地	東京都港区南青山三丁目 1 番 36 号	
③ 設 立 根 拠 等	有限責任事業組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	・投資業 ・匿名組合契約の締結並びにその出資財産の管理運用 ・株式、有価証券等の保有、管理及び運用等	
⑤ 組 成 日	2024 年 7 月 10 日	
⑥ 出 資 額 の 総 額	20,000 円	
⑦ 主たる出資者及びその 出 資 比 率	安達 礼：50.0% 池 直将：50.0%	
⑧	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名：安達 礼
		住所：東京都港区
		職業の内容：会社役員
		氏名：池 直将
		住所：福岡県福岡市
		職業の内容：会社役員
⑨ 当 社 と の 関 係 等	資本関係	・当社と当組合の間で 2025 年 2 月 20 日付で 500 百万円の取引基本約定書及び 2025 年 4 月 21 日付で 3,500 百万円の契約条件変更の覚書の締結を行っており同組合に対して借入（2,500 百万円）が生じております。 ・当社普通株式 1,356,000 株（議決権比率：7.21%）を保有しています。（2025 年 6 月 2 日時点）
	人事関係	同組合の組合員である池直将氏は、当社子会社である株式会社 ARF において取締役副社長/執行役員および当社子会社である株式会社 ANAP において代表取締役社長/執行役

			員および当社子会社である株式会社 AEL において取締役副社長/執行役員を兼務しております。
		取引関係	2024 年 10 月 1 日付でネットプライス合同会社より当社金銭債権（450 百万円）の譲渡を受けております。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③合同会社AEGIS

① 名 称	合同会社AEGIS
② 所 在 地	東京都千代田区一番町 22 の 3 アデックス一番町ビル 402 号
③ 代表者の役職・氏名	代表社員 勝山 博文
④ 事 業 内 容	有価証券の運用、投資、販売、保有 等
⑤ 資 本 金	1 万円
⑥ 設 立 年 月 日	2025 年 4 月 9 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	－
⑧ 決 算 期	3 月
⑨ 従 業 員 数	1 名
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人
⑪ 主 要 取 引 銀 行	PayPay 銀行
⑫ 大株主及び持株比率	勝山 博文：100%
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注) AEGISは2025年4月7日設立であり、初年度が経過していないため、「最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載しておりません。

④株式会社キャピタルタイフーン

① 名 称	株式会社キャピタルタイフーン
② 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 14 番 11 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 宮下 直也
④ 事 業 内 容	有価証券投資業務等
⑤ 資 本 金	20 百万円
⑥ 設 立 年 月 日	2012 年 5 月 22 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	400 株
⑧ 決 算 期	4 月
⑨ 従 業 員 数	1 名
⑩ 主 要 取 引 先	一般法人
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行
⑫ 大株主及び持株比率	宮下 直也：100%

⑬ 当事会社間の関係			
資	本	関	係
人	的	関	係
取	引	関	係
関	連	当	事
該	当	状	況
該当事項はありません。			

(注) 同社は2024年8月1日付で休業を止め事業再開したことから最近3年間の経営成績及び財政状態について記載しておりません。

⑤株式会社 Tiger Japan Investment

①	名 称	株式会社 Tiger Japan Investment		
②	所 在 地	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 15 番 6 号 マークス北参道 5 階		
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 南元 一穂		
④	事 業 内 容	第二種金融商品取引業 等		
⑤	資 本 金	64 百万円		
⑥	設 立 年 月 日	2015 年 3 月 27 日		
⑦	発 行 済 株 式 数	5,186 株		
⑧	決 算 期	2 月		
⑨	従 業 員 数	5 名		
⑩	主 要 取 引 先	一般法人		
⑪	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行		
⑫	大株主及び持株比率	大浦 達也：100%		
⑬	当 事 会 社 間 の 関 係			
	資 本 関 係	・2025 年 5 月 12 日付「取引基本約定書」に基づき、同社に対し借入（1,625 百万円）が生じています。 ・当社普通株式を 281,000 株（議決権比率：1.49%）保有しています。（2025 年 6 月 2 日時点）		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	該当事項はありません。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。		
⑭	最近 3 年間の経営成績及び財政状態(千円)			
		2023 年 2 月 期	2024 年 2 月 期	2025 年 2 月 期
	純資産	△ 16,038	△ 22,865	12,919
	総資産	1,141	11,614	37,010
	1 株当たり純資産	△ 3,093	△ 4,409	2,491
	売上高	-	-	175,433
	営業利益	△ 16,563	△ 26,617	△ 33,397
	経常利益	△ 16,563	△ 26,617	△ 33,388
	当期純利益	△ 16,683	△ 26,797	△ 33,656
	1 株当たり当期純利益	△ 3,217	△ 5,167	△ 6,490
	1 株当たり配当金	-	-	-

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先の間の関係欄は、別途記載のある場合を除き、2025年6月9日現在におけるものです。

(2) 割当予定先を選定した理由

① ネットプライス事業再生合同会社

割当予定先であるネットプライス合同会社は2023年5月12日付で資本業務提携契約を締結し、事業再生ADR手続において当社のスポンサーを務めていただいたネットプライス株式会社が当社の支援の為に設立したSPCであり、当社取締役副社長である山本和弘氏は、ネットプライス事業再生合同会社の代表社員を務める合同会社Yuasa事務所の職務執行者であります。同社は2024年10月17付で取締役会により発行決議した当社金銭債権の現物出資により新株式を引き受けたのち、当社の株主として、これまで当社の事業再生および債務返済に向けた協力をいただいております。今後も継続的な事業支援と経営基盤の強化に向けた支援が期待できるため、本第三者割当においても割当予定先として選定いたしました。

② QL有限責任事業組合

割当予定先であるQL組合は、当社子会社である株式会社ARFにおいて取締役副社長/執行役員および当社子会社である株式会社ANAPにおいて代表取締役社長/執行役員および当社子会社である株式会社AELにおいて取締役副社長/執行役員を兼務している池氏及び池氏の旧知の関係である安達礼氏が組合員を務める二人組合であり、同社は2024年10月17付で取締役会により発行決議した当社金銭債権の現物出資により新株式及び第6回新株予約権の割当先です。同組合は当社新株式及び新株予約権の引受を行った後も、債務返済に向けた協力をいただいております。引き続き安定的な資金調達・経営支援が期待できるため、今回も割当先として選定いたしました。

③ 合同会社AEGIS

AEGISは投資業務・コンサルティング業務を行う会社であり、投資業務・ファイナンス業務に深い知見を有する勝山博文氏が代表社員を務める投資会社であります。

勝山氏とは、2023年6月に当社取締役副社長である山本和弘が社外取締役を務める株式会社ジェリービーンズグループ（所在地：東京都台東区上野一丁目16番5号 代表取締役 宮崎明）の資金調達の関係で調達先候補として同社取締役会長である立川光昭氏の紹介により知り合い、勝山氏が代表社員を務めるモダンパス合同会社が組成する組合に対して当社取締役副社長山本和弘が当社入社後である2025年3月上旬に当社の今回の資金調達について複数の上場企業への投資経験の豊富な勝山氏に相談させて頂き、引受に応じて頂きました。

④ 株式会社キャピタルタイフーン

キャピタルタイフーンは投資業務を行う会社であり、暗号資産分野に深い知見を有する宮下直也氏が代表取締役を務めております。宮下氏は長く米系企業OANDA Global Corporationの国内子会社であるOANDA Japan証券株式会社（所在地：東京都千代田区平河町一丁目3番13号 代表取締役：柳澤 義治）に勤務しており、その際に、業務委託として内部監査を支援していた当社取締役である山本和弘と仕事仲間の関係として知り合っております。その後宮下氏の経営するフィンテックソリューション事業会社である株式会社シグナルタイフーン（所在地：東京都港区赤坂二丁目14番11号 代表取締役：宮下 直也）に山本が業務委託として事業協力する等の業務関係がありました。

当社は、宮下氏が暗号資産マーケットメイカー世界大手であるB2C2 Limited(本社：英国ロンドン、代表者：Maxime Boonen)の日本現地法人の設立時代表取締役に就任するなど暗号資産分野に深い知見を有することから、山本より宮下氏へ2025年3月上旬に今回の資金調達の相談を行い、その資金使途の一部が当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金であることを踏まえ、次の経緯により、ビットコインを活用した出資に応じて頂きました。

当社がキャピタルタイフーンとの間で、当社の今回の資金調達の一部の資金使途が当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）におけるビットコイン取得資金である旨のもとで具体的な調達手法を相談する過程において、以下の点が確認されました。

第一に、同社がビットコインの調達及び相対取引に関して豊富な知見と実績及び能力を有しており、その活用によって当社子会社による日本国内の暗号資産交換業者等での取得よりもマーケットインパクトを抑えてのビットコイン取得が可能となること。第二に、これに基づき、本増資

の引受に際して、同社自身がビットコインを調達し、これを現物（ビットコイン）にて当社に出資（現物出資）する実務的な対応が可能であることです。

以上を当社にて検討いたしました結果、キャピタルタイフーンによるビットコインの現物出資による増資を実施することにより、当社が円貨での払込資金を用いて暗号資産交換業者等からビットコインを取得する場合に通常発生する取引コスト（取引手数料及び価格変動による実質コスト）や、取得プロセスに伴うオペレーショナルリスク（市場価格の変動リスク、誤発注リスク等）を回避できるという強い利点が見込まれ、経済合理性が認められるものと判断いたしました。そこで、キャピタルタイフーンにはビットコインの現物出資による増資引受を当社より提案し、応じて頂きました。

⑤株式会社 Tiger Japan Investment

Tiger Japan Investment は第二種金融商品取引業を行う会社であり、本第三者割当の割当予定先の1社であるQ L組合の組合員である安達礼氏の紹介により2024年12月に当社取締役社長の湯浅慎司と、同社代表取締役南元一穂氏と資金支援を含めた相談を開始しておりました。当社の資金需要に対し2025年5月12日付取引基本契約書に基づき、借入を行っていましたが、当社の資本増強の申し出に応じていただいたこと、また当社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の増資内容・意義にご賛同いただきことにより、当該債権の現物出資に伴う本新株式の引受けに応じていただきました。

(3) 割当予定先の保有方針

①ネットプライス事業再生合同会社

ネットプライス合同会社の保有方針は、当社の安定株主として関係強化を目的とした中長期保有の方針で本新株式を保有する方針であることを当社代表取締役の川合林太郎が口頭にて確認しております。

②Q L有限責任事業組合

Q L組合の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式及び本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社取締役である湯浅慎司がQ L組合の組合員である安達礼氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨当社取締役である湯浅慎司がQ L組合の組合員である安達礼氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間において、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

⑩ 合同会社A E G I S

A E G I Sの保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式及び本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社取締役である山本和弘がA E G I Sの代表社員である勝山博文氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨当社取締役である山本和弘がA

E G I Sの代表社員である勝山博文氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

④株式会社キャピタルタイフーン

キャピタルタイフーンの保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式及び本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社取締役である山本和弘がキャピタルタイフーンの代表取締役である宮下直也氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨当社取締役である山本和弘がキャピタルタイフーンの代表取締役である宮下直也氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

⑤ 株式会社 Tiger Japan Investment

Tiger Japan Investmentの保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回発行する本新株式及び本新株予約権を行使することにより取得する株式について、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとの意向を当社取締役である湯浅慎司がTiger Japan Investmentの代表取締役である南元一穂氏より口頭で確認しております。なお、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨当社取締役である湯浅慎司がTiger Japan Investmentの代表取締役である南元一穂氏より口頭で表明いただいております。

割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を行う場合には、本割当契約に基づき、当社取締役会における承認を要するものとしております。割当予定先がかかる本新株予約権の譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

また、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、

当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、普通株式及び新株予約権の割当先であるネットプライス合同会社、Q L組合及びA E G Iの資金の状況について確認いたしました。キャピタルタイフーン、Tiger Japan Investmentは本第三者割当において払込が生じないため確認を行っておりません。

① ネットプライス事業再生合同会社

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年6月3日付)を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行うとの意向を当社取締役でありネットプライス事業再生合同会社の出資者であるクロノスパートナーズ合同会社の代表社員を務める山本和弘に確認しております。上記割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込に必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

② Q L有限責任事業組合

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の残高証明の写し(2025年5月14日付)および自己資金であることの確約書(2025年6月5日付)を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込に必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

なお、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である湯浅慎司がQ L組合の組合員である安達礼氏より口頭にて確認しております。

③ 合同会社A E G I S

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し(2025年5月21日付)を取得し、本新株式の払込金額を上回る金額が確保されていることを確認しております。このように割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込に必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

また、本新株予約権の行使に係る払込みについては、残高が不足しているものの、本新株予約権に関して複数回にわたって行使を行い、行使によって取得した株式の一部を売却し、売却代金を次の行使資金に充当する可能性もあることの意向を当社取締役である山本和弘がA E G I Sの代表社員である勝山博文氏より口頭にて確認しております。

なお、現物出資を受けるビットコインについては、株式会社キャピタルタイフーンの管理するウォレットアドレスに現物出資を受ける数量を上回るビットコインが存在する旨、権利の帰属(可処分性含む。)、評価の妥当性を確認した横内篤公認会計士(横内公認会計士事務所(所在地:東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号))による手続実施結果報告書(2025年5月30日付)を受領(当該報告書の作成依頼は、当社より実施。)することで確認しております。具体的には、実在性の観点から当該ウォレットアドレスを管理するコールドウォレットの実物確認及び管理画面上のビットコイン残高数量の確認を実施し、権利の帰属(可処分性含む)の観点から関連契約書の確認、会計伝票の確認、コールドウォレットを用いての少額テスト送金の実施及び送金先ウォレットアドレスのブロックチェーン上の確認を実施し、評価の妥当性の観点からビットコインの市場価格の確認及び保有ビットコインの時価相当額の把握確認を実施した旨を、当社は手続実施結果報告書で確認いたしました。なお、同社からは、当該ビットコイン

を現物出資払込の完了まで、当該ウォレットアドレス外に移動させない旨の誓約書（2025 年 5 月 30 日付）を受領しております。また、当社に対する現物出資によるビットコインの移転は、株式会社キャピタルタイフーンが同社名義の暗号資産交換業者の取引口座（当社は開設済、㈱キャピタルタイフーンは口座開設審査中で、法人及び代表者の本人確認書類等の確認手続き後に転送不要郵便による確認手続きを完了するまでに要する 1 週間程度の日数で口座開設が完了するものとキャピタルタイフーンより説明を受けており、払込日の 1 か月以上前には完了するものと当社は考えております。）に所定数量のビットコインを前述のウォレットアドレスから払込日の前日までにあらかじめ入庫したうえ、同社より当社宛に入庫連絡を実施、同一の暗号資産交換業者に開設した当社名義の取引口座へ所定数量のビットコインを払込日に送付する手順で行われます。当社は払込日において、当社名義の暗号資産交換業者の取引口座へ所定数量のビットコインが入庫することを確認の上、その旨を開示いたします。

（５）割当予定先の実態

① ネットプライス事業再生合同会社

当社は、割当予定先並びにその社員（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

なお、ネットプライス合同会社は職務執行者である山本和弘が割当予定先の株券等について、株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有しています。

② Q L 有限責任事業組合

当社は、割当予定先並びにその組合員（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。なお、Q L 組合は組合員の総同意によって株主としての権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を含めた業務執行がなされるものとされています。

③ 合同会社 A E G I S

当社は、割当予定先並びにその組合員（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当

予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

④株式会社キャピタルタイフーン

当社は、割当予定先並びにその役員及び株主（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

⑤株式会社 Tiger Japan Investment

当社は、割当予定先並びにその役員及び株主（以下、「割当予定先等」といいます。）が、暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」といいます。）である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを第三者機関であるリスクプロ株式会社から受領した報告書にて確認しております。

当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、割当予定先等が、反社会的勢力との関係がないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当該報告書並びに割当予定先等への訪問等により当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 本新株式発行後

募集前（2025年6月2日現在）		募集後	
ネットプライス事業再生合同会社	48.74%	ネットプライス事業再生合同会社	25.14%
GAD有限責任事業組合	16.70%	QL有限責任事業組合	22.03%

Q L 有限責任事業組合	7.07%	株式会社キャピタルタイフーン	16.03%
家高 利康	2.90%	株式会社Tiger Japan Investment	13.15%
株式会社サムライパートナーズ	2.09%	合同会社A E G I S	7.76%
株式会社Tiger Japan Investment	1.47%	G A D 有限責任事業組合	6.21%
E U R O C L E A R B A N K S . A. / N. V.	1.19%	家高 利康	1.08%
楽天証券株式会社	0.76%	株式会社サムライパートナーズ	0.78%
河合 マーロン	0.63%	E U R O C L E A R B A N K S . A. / N. V.	0.44%
川原 康熙	0.51%	楽天証券株式会社	0.28%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2025 年 6 月 2 日時点の株主名簿を基準としております。
2. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
3. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

(2) 本新株式発行及び本新株予約権がすべて行使された後

募集前 (2025年 6 月 2 日現在)		募集後	
ネットプライス事業再生合同会社	48.74%	ネットプライス事業再生合同会社	27.48%
G A D 有限責任事業組合	16.70%	Q L 有限責任事業組合	19.75%
Q L 有限責任事業組合	7.07%	株式会社キャピタルタイフーン	14.38%
家高 利康	2.90%	株式会社Tiger Japan Investment	11.80%
株式会社サムライパートナーズ	2.09%	合同会社A E G I S	6.96%
株式会社Tiger Japan Investment	1.47%	G A D 有限責任事業組合	5.57%
E U R O C L E A R B A N K S . A. / N. V.	1.19%	家高 利康	0.97%
楽天証券株式会社	0.76%	株式会社サムライパートナーズ	0.70%
河合 マーロン	0.63%	E U R O C L E A R B A N K S . A. / N. V.	0.40%
川原 康熙	0.51%	楽天証券株式会社	0.25%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2025 年 6 月 2 日時点の株主名簿を基準としており、割当後は、2025 年 6 月 2 日現在の発行済株式総数に、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式 38,320,100 株を加えて算出しております。
2. 割当予定先である Q L 有限責任事業組合、合同会社 A E G I S について、長期保有は見込んでおりませんので、新株予約権の割当後の状況は反映しておりません。
3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載。
4. 上記の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当により調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できるものと考えております。また、今回の資金調達による、影響については未定でありますので、判明しだい速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の調達資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当以外の方法による資金調達手法のうち、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、自己資本比率の改善が期待できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

（1）大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式の発行による新規発行株式数 32,380,100 株（議決権数 323,801 個）及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数 5,940,000 株（議決権数 59,400 個）を合算した総数は 38,320,100 株（議決権数 383,201 個）となり、2025 年 6 月 2 日時点の当社発行済株式総数 19,167,300 株及び議決権数 188,180 個を分母とする希薄化率は 199.92%（議決権ベースの希薄化率は 203.64%）に相当します。このように、本第三者割当の実施により相当程度の希薄化が生じることになります。しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、本第三者割当により、当社の企業価値の向上及び事業の発展が期待できること等から、本第三者割当による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

（2）大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、上記のとおり、本資金調達は、希薄化率が 25%以上になることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条の定めに基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。そこで、当社は、本定時株主総会において、特別決議をもって本第三者割当について、株主の皆様の意思確認手続を行う予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績（連結）

（千円）

	2022 年 8 月期	2023 年 8 月期	2024 年 8 月期
売上高	5,059,893	4,216,448	—
営業利益	△424,789	△740,478	—
経常利益	△447,717	△801,562	—
親会社株主に帰属する当期純利益	△525,551	△1,164,779	—
1株当たり当期純利益（円）	△114.74	△230.84	—

1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	21.58	△174.95	—

当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年2月9日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年8月期より連結財務諸表を作成しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	19,167,300株	100.0%
現時点での転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年8月期	2023年8月期	2024年8月期
始値	367円	400円	256円
高値	754円	407円	454円
安値	274円	235円	168円
終値	403円	256円	261円

② 最近6か月間の状況

	2025年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
始値	371円	379円	501円	488円	522円	881円
高値	444円	617円	540円	583円	817円	994円
安値	366円	366円	430円	363円	472円	798円
終値	372円	502円	486円	548円	798円	968円

注：2025年6月の株価は2025年6月6日までの株価を表示しています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年6月6日
始値	990円
高値	994円
安値	934円
終値	968円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 2024年10月17日開示による第三者割当による新株式の発行

払込期日	2024年11月27日
調達資金の額	1,350,000,000円
発行価額	1株につき125円
募集時における発行済株式数	10,800,000株
当該募集における	5,474,800株株

発行済株式数	
割当先	ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株 Q L有限責任事業組合：3,600,000株 株式会社サムライパートナーズ：400,000株
当初の資金使途	現物出資による債務の株式化(DES)
支出予定時期	2024年11月
現時点における充当状況	すべて充当済みです。

⑪ 第三者割当による第6回新株予約権の発行

払込期日	2024年11月27日
発行新株予約権数	28,925個
発行価額	総額11,598,925円 (本新株予約権1個につき401円)
発行時における 調達予定資金の額	711,583,925円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 11,598,925円 新株予約権行使による調達額： 699,985,000円
割当先	株式会社ネットプライス：6,198個 Q L有限責任事業組合：22,727個
募集時における 発行済株式数	5,474,800株
当該募集による潜在 株式数	2,892,500株(本新株予約権1個につき100株)
現時点における行使 状況	2,892,500株
現時点における調達 した資金の額	699,985,000円
発行時における当初 の資金使途及び支出 予定時期	①新規出店および既存店舗の改修費用：200百万円 (2024年11月～2027年8月) ②販売事業における広告・プロモーション費用： 200百万円(2024年11月～2027年8月) ③商品仕入、イベント販売等の運転資金：251百万 円(2024年11月～2027年8月)
現時点における充当 状況	①新規出店および既存店舗の改修費用：141百万円 ②販売事業における広告・プロモーション費用： 161百万円 ③商品仕入、イベント販売等の運転資金：199百万円

Ⅱ. 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前述のとおり、本第三者割当に伴い、当社の主要株主及びその他の関係会社の異動が見込まれま

す。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主に該当することとなった株主の概要

①株式会社キャピタルタイフーン

異動する株主の概要については、「Ⅰ. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

②株式会社 Tiger Japan Investment

異動する株主の概要については、「Ⅰ. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 新たにその他の関係会社に該当することとなった株主の概要

③Q L 有限責任事業組合

異動する株主の概要については、「Ⅰ. 本第三者割当について 6. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(3) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

④GAD 有限責任事業組合

1. 名 称	GAD 有限責任事業組合
2. 所在地	東京都港区赤坂二丁目 14 番 11 号
3. 代表者の役職・氏名	組合員 立川光昭
4. 事業内容	不動産の所有、売買、賃貸、管理 有価証券の運用、登記、売買、保有 経営コンサルタント業務 等

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合

①株式会社キャピタルタイフーン

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025 年 6 月 2 日)	—	—	—	—
異動後	その他の関係 会社	82,644 個 (8,264,400 株)	16.03%	第 3 位

②株式会社 Tiger Japan Investment

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025 年 6 月 2 日)	—	2,810 個 (281,000 株)	1.47%	第 6 位
異動後	主要株主	67,810 個 (6,781,000 株)	13.15%	第 4 位

③Q L有限責任事業組合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025 年 6 月 2 日)	—	13,560 個 (1,356,000 株)	7.07%	第3位
異動後	主要株主	113,560 個 (11,356,000 株)	22.03%	第2位

④G A D有限責任事業組合

	属性	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異動前 (2025 年 6 月 2 日)	主要株主	32,000 個 (3,200,000 株)	16.70%	第2位
異動後	—	32,000 個 (3,200,000 株)	6.21%	第6位

4. 異動予定年月日
2025 年 7 月 22 日

5. 今後の見通し
今後の見通しについては、前記「I. 本第三者割当について 8. 今後の見通し」をご参照ください。

(別紙1)

**株式会社ANAPホールディングス
募集株式の発行要項**

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 16,500,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 250 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 4,125,000,000 円 |
| 4. 出資の目的とする財産の
及び価格 | Q L 有限責任事業組合が当社に対して有する金銭債権
2,500,000,000 円
株式会社 Tiger Japan Investment が当社に対して有する金銭債権
1,625,000,000 円 |
| 5. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 2,062,500,000 円
資本準備金 金 2,062,500,000 円 |
| 6. 申込日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 7. 払込期日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 8. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 9. 割当先及び割当株式数 | Q L 有限責任事業組合 10,000,000 株
株式会社 Tiger Japan Investment 6,500,000 株 |
| 10. 払込取扱場所 | 該当なし |
| 11. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

(別紙2)

**株式会社ANAPホールディングス
募集株式の発行要項**

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,000,000 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 250 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 1,000,000,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 500,000,000 円
資本準備金 金 500,000,000 円 |
| 5. 申込日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 6. 払込期日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 7. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 8. 割当先及び割当株式数 | 合同会社AEGIS 4,000,000 株 |
| 9. 払込取扱場所 | 株式会社りそな銀行 渋谷支店 |
| 10. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

(別紙3)

**株式会社ANAPホールディングス
募集株式の発行要項**

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 3,615,700 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 968 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 3,499,997,600 円 (1 株につき 968 円) |
| 4. 出資の目的とする財産の
内容及び価格 | ネットプライス事業再生合同会社が当社に対して有する金銭債権
3,500,000,000 円 |
| 5. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 1,749,998,800 円
資本準備金 金 1,749,998,800]円 |
| 6. 申込日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 7. 払込期日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 8. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 9. 割当先及び割当株式数 | ネットプライス事業再生合同会社 3,615,700 株 |
| 10. 払込取扱場所 | 該当なし |
| 11. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

(別紙4)

**株式会社ANAPホールディングス
募集株式の発行要項**

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,264,400 株 |
| 2. 払込金額 | 1 株につき 968 円 |
| 3. 払込金額の総額 | 7,999,939,200 円 (1 株につき 968 円) |
| 4. 出資の目的とする財産の
内容及び価格 | 暗号資産 (ビットコイン) 7,999,939,200 円 |
| 5. 増加する資本金及び
資本準備金の額 | 資本金 金 3,999,969,600 円
資本準備金 金 3,999,969,600 円 |
| 6. 申込日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 7. 払込期日 | 2025 年 7 月 22 日 |
| 8. 募集又は割当方法 | 第三者割当による |
| 9. 割当先及び割当株式数 | 株式会社キャピタルタイフーン 8,264,400 株 |
| 10. 払込取扱場所 | 該当なし |
| 11. その他 | 上記の各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を
条件としております。 |

**株式会社ANAPホールディングス
第7回新株予約権発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社ANAPホールディングス第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 79,358,400 円
3. 申込期日 2025 年 7 月 22 日
4. 割当日及び払込期日 2025 年 7 月 22 日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、以下に割り当てる。
ネットプライス事業再生合同会社 28,409 個
Q L 有限責任事業組合 10,330 個
合同会社A E G I S 20,661 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 5,940,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 59,400 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 1,336 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭もしくは対等額での当社に対する債権とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、242 円（以下、「当初行使価額」という。）とする。但し、行使価額は第10号又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。
10. 行使価格の修正
 - (1) 本新株予約権の当初行使価額は、968 円とし、行使価額は、割当日の翌取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）に初回の修正がなされ、以後 1 取引日が経過する毎に修正が行われる（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。本項に基づく修正が行われ

る場合、行使価額は、修正日に、当該修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 95%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り捨てた金額（但し、当該金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、いずれかの修正日の直前取引日において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の行使価額は当該事由を勘案して合理的に調整される。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 484 円（以下、「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新

株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2025年7月22日から2030年7月19日（但し、2030年7月19日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、按分比例、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下、「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下、「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本新株予約権に係る総数引受契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第20項の行使請求受付場所

に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

20. 行使請求受付場所
株式会社ANAPホールディングス 経営企画部
21. 払込取扱場所
株式会社りそな銀行 渋谷支店
22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 1,336 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、当初行使価額は、968 円とした。
23. 株式の交付方法
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。
24. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、2025 年 7 月 18 日開催予定の当社定時株主総会において募集株式及び新株予約権の発行に係る議案の承認が得られることを条件とする。

以上